

認可保育施設利用申込みについて

申込みができる方

父母ともにP1に記載の保育の必要性事由に該当し、かつ次の①～④に該当している方は、藤沢市での認可保育施設利用の申込みが可能です。なお、③④の要件で利用する方は、お住まいの市町村にて保育の必要性の認定・保育料の算定を行います。

- | | |
|--|--|
| ① 藤沢市在住の方 | → 藤沢市保育課にてお申込みください
現在お住まいの市区町村の
保育担当課の窓口でお申込み
ください(P10参照) |
| ② 藤沢市に今後転入予定のある市外在住の方 | |
| ③ 藤沢市にて月6時間以上就労・就学している市外在住の方(就労予定・就学予定は不可) | |
| ④ 湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1～110番地)にお住まいの方 | |

申込可能期間

藤沢市では必ず入所月の1日付で入所の取り扱いとなります。月途中での入所はできませんので、必ず希望する開始時期に合わせた申込みをしてください。

また、4月入所のみ、1次申込期間と2次申込期間があります(入所日はいずれも4月1日)。1次申込みの締切日以降に申込みいただいたものについては、全て2次申込みからの取り扱いといたします。

入所月やお住まいなどにより、申込締切や申込方法(窓口申込・郵送申込・電子申請)が異なります。各申込方法についての詳細はP10をご確認ください。なお、×がついている方法でお申込みされた場合、原則受付はできかねますのでご注意ください。

	申込締切	窓口 申込	郵送 申込	電子 申請
令和6年度 4月1次 (市内在住の方で、市内保育施設を希望する場合)	P9のとおり			
令和6年度 4月2次 ※1) 令和6年度(2025年) 3月入所	令和6年度4月2次：2024年2月9日 令和6年度5月以降：各入所希望月の前月1日 (1日が土日祝日の場合は前開庁日)	○	○	○
児童が市外在住の場合	上記(4月1次はP9のとおり)締切日1週間前 ※2 ◆P10、P13をご確認の上、必要書類をお住まいの市町村の担当課へご提出ください	○ (お住まいの市町村)	× ※3	×
市外の保育施設をご希望の方	希望保育施設がある自治体の申込み締切日1週間前 ※2 ◆P13、P18をご確認の上、必要書類を藤沢市保育課の窓口へご提出ください(郵送不可)	○	×	×
出生前申込をご希望の方	令和6年度4月1次・2次と同様(P9のとおり) ◆4月入所以外はお申込みできません			

- ※1 4月2次を新たに申し込むことができるのは、4月1次申込みを申ししていない方に限ります。4月1次のみ審査希望で申込みをした方、4月1次申込みを取り下げている方、4月1次審査で内定辞退をした方は4月2次申込みをすることができません(4月1次で年度末までの継続審査を希望し、4月1次で入所保留となり、かつ申込取下げもしていない方は、自動的に4月2次の審査対象となります)。
- ※2 1週間前はあくまで目安です。ただし、締め切り1週間前を過ぎてご提出があった場合、その月のお申込みができない可能性があります。必ず締切日を確認の上、日にちに余裕をもってご提出ください。
- ※3 一部市町村では藤沢市に直接申し込みをする場合があります(こちらに限り、藤沢市へ直接書類を郵送してのお申し込みが可能です)。申込み前にお住まいの自治体へお問い合わせの上、市外から直接郵送する際は、事前に藤沢市保育課へご連絡ください。

申込書類は、全て締切日必着です。郵送でお申込みされる場合は、配達日数を要しますのでご注意ください。



郵送申込の場合、原則、**電話や口頭での到着確認のお問い合わせにはお答えいたしかねます。**申し込み後は、申込控えの到着をお待ちください。郵便の到着状況をご自身で確認したい場合は、書留郵便などをご利用ください。

令和6年度4月入所申込(1次)

申込み方法	郵送のみ ◆市外在住の方：お住まいの市町村窓口へご提出ください。 ◆市外保育施設をご希望の市民の方：藤沢市保育課窓口へ <u>直接ご提出</u> ください。
申込み受付期間	2023年10月10日～2023年10月27日 ◆締切日必着です(<u>消印有効ではありません</u>)。2023年10月28日以降に保育課に到着した申込みは、いかなる理由であっても4月2次審査からの対象となります。
保育施設利用申込受理通知発送	2023年11月2日までに保育課より発送 ◆不足書類・記入不足がある場合はこの通知をもってお知らせいたします。 ◆受付の到着状況について、電話でのお問い合わせには回答できません。受理通知が届かない場合は、11月9日以降に保育課までお問い合わせください。
不足書類追加提出・再提出書類受付期限 (2023年10月27日までに申込書類を提出した方に限り、不備や不足があった書類の提出のみを、この期間に受付します)	2023年11月17日まで 窓口又は郵送での受付 ◆「再提出票」「修正前のコピー」と共にご提出ください。 ◆締切日必着です。2023年11月18日以降に保育課に到着した場合は、いかなる理由でも次回以降の審査からの反映といたします。
申込み取下可能期限	2023年12月28日まで ◆期日後に取下げ届を提出された場合は、内定辞退と同様の取り扱いになります。(その後藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は、基礎点から-2点での審査になります。ただし、転園申請の方は2023年12月29日以降に取り下げることができません。)

申込書類を保育課窓口にご持参いただいた場合は、専用BOXに投函する形での受付のみとなります。**必ず封筒に封緘し、返信用封筒を同封した状態**でご提出ください。後日保育施設利用申込受理通知をお送りし、不足書類などのお知らせをいたします。

令和6年度4月入所申込の際、令和5年度中の入所申込を同時に行うことも可能です。(ただし、別途、令和5年度様式の申請書・児童調査書が必要です)



注意

令和5年度中の入所申込みをしつつ、令和6年度4月の入所申込みをした後に、令和5年度中の入所が内定した場合、その時点で、**内定辞退する/入所するにかかわらず、令和6年度の入所申込みは無効になります。**さらにもう一度入所申込みをしたい(転園したい)場合は、書類を新たに用意いただく必要があります。

例：①《2023年5月》令和5年度7月からの入所申込みをした。

②《2023年10月》令和6年度4月1次入所申込みをした。

③《2023年12月》令和6年(2024年)1月に、A保育園へ入所内定となった。

→③の時点で、令和6年度4月1次入所申込みは無効になります。

もし、新たにA保育園から別の保育施設に転園したい場合は、令和5年度2月以降入所と、令和6年度4月2次申込み以降入所であれば申し込むことができます。

その他の月(令和6年度4月2次～3月)入所申込

締切日

令和6年度(2024年)4月2次：2024年2月9日 ※

令和6年度(2024年)5月以降：各入所希望月の前月1日(1日が土日祝日の場合は前開庁日)

〔年末年始の取り扱いについては、次のとおりです。その他の月の土日祝日についても締切日にご注意ください。〕

2025年2月入所締切：2024年12月27日(2025年1月1日が年末年始の市役所の開庁日のため)

※4月2次を新たに申し込むことができるのは、4月1次申込みを申請していない方に限ります。**4月1次のみ審査希望で申込みをした方(4月1次を「育休 B 申込み」している方を含む)、4月1次申込みを取り下げている方、4月1次審査で内定辞退をした方は4月2次申込みをすることができません。**なお、4月1次で年度末までの継続審査を希望し、4月1次で入所保留となり、かつ申込取下げもしていない方は、自動的に4月2次の審査対象となります。

申込書類の入手方法

追加で帳票が必要な場合や、電子上で項目入力をしたい場合は、藤沢市ホームページに全てのフォーマットを掲載していますので、ご利用ください。藤沢市ホームページトップ → 「健康・福祉・子育て」 → 「子育て」 → 「保育施設」 → 「認可保育施設」 → 「申込書類等のダウンロード」へお進みください。「令和6年度申込書類一式」の項目にて、各種帳票を掲載しております。なお、P34に記載の二次元コード①からもダウンロードが可能です。

藤沢市内の保育施設を利用したい市外在住の方

市外在住の児童が藤沢市内の保育施設の利用をしたい場合につきましては、原則、お住まいの(住民票のある)市区町村の窓口にて次のとおりお申込みください。なお、お住まいの市町村への書類提出の必要がなく、藤沢市に直接申し込みをすることも可能な市町村があります。申込み前にお住まいの自治体へお問い合わせの上、市外から直接郵送することとなる場合は、事前に藤沢市保育課へご連絡ください。なお、家庭的保育事業をご希望の方、児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方は、必ず希望する保育施設へ事前相談又はお子様を連れて事前見学(直接訪問)をしてください。

①藤沢市へ転入予定の方

原則、藤沢市様式の書類でお申し込みください。入所が決定した場合、入所日の前月末までに転入していただく必要があります。必要書類等でご不明な点がございましたら藤沢市保育課までご確認ください。

※入所内定・入所保留にかかわらず、転入後は藤沢市保育課での所定の手続きが必要となりますので、保育課窓口までお越しください。転入及び所定の手続きの確認が取れない場合、内定は取り消しとなる場合があります。

②父母のいずれかが藤沢市にて在勤・在学の方

お住まいの(住民票のある)市区町村の書式での申込書類をご提出ください。なお、藤沢市にて就労予定・就学予定の市外在住場合は受付できませんのでご注意ください。

③湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1~110番地)にお住まいの方

茅ヶ崎市の様式にて書類をご用意いただき、藤沢市での締切1週間前までに茅ヶ崎市役所へご提出ください。

※申込書類等の必要書類については、藤沢市に締切日必着となります。郵送等で日にちを要しますので、藤沢市で設定する締切日(P8参照)の一週間前までには住民票がある市区町村に必要書類をご提出ください。

《海外在住の方》

児童が海外に在住している場合は、次のとおりお申込みください。

◆藤沢市保育課へ直接申込書類をお送りください。マイナンバー確認書類については、転入後にご提出ください。

◆保育施設利用申込受理通知・結果通知を海外の住所へ送付することはできません。そのため、国内住所への送付先をご指定いただく必要があります。申し込みの際、指定する送付先の住所・宛名等を明記した別紙(任意様式)と、国内住所を宛先とした返信用封筒(切手を貼っているもの)を必ず同封してください。

◆2022年中又は2023年中に海外収入がある場合は、収入証明(給与明細や源泉徴収など)の提出が必要です。なお、勤務先から証明を受けた書類(収入証明・就労証明書など)が外国語表記である場合は、勤務先又は保護者による日本語訳を添付してください。

申込方法

郵送

送付先:
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所 保育課 入園担当 宛

上記住所にご郵送ください。なお、締切日必着です。締切日を過ぎて保育課へ到着した場合は、次回分からの審査となりますので、発送する際は十分ご注意ください。

【注意事項】

- ・封筒には必ず発送元(申込者)の住所氏名をご記入ください。
- ・切手※を貼った返信用封筒(長3型)を同封してください。同封がない場合や切手の金額が不足している場合は、控への郵送や不足書類のご案内は出来かねますのでご了承ください。
- ・到着は控への郵送をもってお知らせいたします。原則、電話や口頭での到着確認にはお答えいたしかねますので、郵便の到着状況を確認したい場合は、書留郵便などをご利用ください。
- ・申込書類の郵便代が不足している場合は、封筒の開封及び受取りをせずに返送いたします。この返送により申込締切日までには申込書類が保育課に到着しなかった場合であっても、受付をすることはできません。

※返信用封筒のサイズや郵便形式により切手の金額は異なります。返信用封筒では、当課より保育施設利用申込受理通知を含んだ25g以内の書類を返送する予定です。

窓口

藤沢市役所本庁舎3階 保育課

★4月1次申込では窓口受付はできません

藤沢市役所本庁舎3階の保育課へお越しください。市民センターや保育施設へのご提出はできません。また、締切当日は混雑が予想されますので、お時間や日にちに余裕を持ってご来庁ください。

電子申請

e-kanagawa 電子申請にアクセス

藤沢市ホームページ(<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/kenko/kosodate/hoikuen/nagare.html>)から e-kanagawa 電子申請にアクセスし、「藤沢市認可保育施設の利用申請手続き」から申請を行ってください。申請後、後日当課より受理案内(不足書類がある場合はその案内)のメールをお送りいたします。保育施設利用申込受理通知の返送はメールでは出来かねますので、保育施設利用申込受理通知の交付をご希望の方は、別途保育課までお問い合わせください。